武蔵野市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

武蔵野市印鑑条例施行規則（昭和52年10月武蔵野市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>（委任の旨を証する書面）
第３条の２　条例第４条及び第16条並びに第15条（第16条第２項において準用する場合を含む。）及び第17条第１項に規定する委任の旨を証する書面には、登録申請者又は印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）が署名及び押印をするものとする。ただし、登録申請者又は印鑑登録者が署名をすることができないときは、記名をもって当該署名に代えることができる。</td><td>（委任の旨を証する書面）
第３条の２　条例第４条及び第16条に規定する委任の旨を証する書面には、登録申請者又は印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）が署名及び押印をするものとする。ただし、登録申請者又は印鑑登録者が署名をすることができないときは、記名をもって当該署名に代えることができる。</td><td>字句の削除</td></tr>
<tr><td>（申請書等の様式及び用途）
第20条　印鑑関係申請書等の様式及び用途は、次の表に定めるところによる。
<table><tr><th>様式番号</th><th>様式の種類</th><th>用途</th></tr><tr><td colspan="3">第１号様式から第３号様式まで　（略）</td></tr><tr><td>第４号様式、</td><td>印鑑登録</td><td>第12条の規定による</td></tr></table></td><td>（申請書等の様式及び用途）
第20条　印鑑関係申請書等の様式及び用途は、次の表に定めるところによる。
<table><tr><th>様式番号</th><th>様式の種類</th><th>用途</th></tr><tr><td colspan="3">第１号様式から第３号様式まで　（略）</td></tr><tr><td>地方公共団体</td><td>印鑑登録</td><td>第12条の規定による</td></tr></table></td><td>字句の改正</td></tr>
</table>

第４号様式の２及び第４号様式の３	証明書	印鑑登録の証明

情報システムの標準化に関する法律第２条第１項に規定する標準化対象事務を定める政令第５号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和８年総務省令第33号。以下「省	証明書	印鑑登録の証明

			令」という。）に規定する様式第１号及び様式第２号			
第５号様式	印鑑の登録に関する照会書	条例第５条第２項の規定による照会及びその回答	省令に規定する様式第３号	印鑑の登録に関する照会書	条例第５条第２項の規定による照会及びその回答	字句の改正
第４号様式　（別添１のとおり）						様式の削除
第４号様式の２　（別添２のとおり）						様式の削除
第４号様式の３　（別添３のとおり）						様式の削除
第５号様式　（別添４のとおり）						様式の削除

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第４号様式、第４号様式の２及び第４号様式の３による印鑑登録証明書で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に効力を有するものは、施行日において、改正後の第20条による印

鑑登録証明書とみなす。

3　改正前の第５号様式による印鑑の登録に関する照会書で、この規則の施行の際現に武蔵野市印鑑条例（昭和52年７月武蔵野市条例第26号）第５条第２項の規定による照会中のものは、改正後の第20条による印鑑の登録に関する照会書とみなす。